


【別表】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関するなでしこ小学校の取組

I 学校全体としての取組

いじめの未然防止	いじめの早期発見・早期対応	重大事態への対応
<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童が、友達や教職員と信頼できる関係の中、安心して学校生活を送ることができるようにする。 ○一人一人が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく。 ○毎年校内で学校評価を実施し、取り組みの改善を図る。 <p>【未然防止のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育、学級活動の充実(いじめを題材とした授業を年2回実施) ○あいさつ運動の推進 ○異学年交流の充実 ○児童と教師の信頼関係の構築(一緒に遊ぶ、対話) ○QUを活用した学校生活に関する意識調査の分析と活用 ○情報モラル教育(正しい知識・実践力の獲得)の実施 ※セーフティ教室、SNS ノートを活用 ○いじめに関する教員研修の実施(年2回) 	<p>【考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早い段階から複数の教職員で組織的に関わり、小さな兆候であっても、感じた違和感に敏感であることや、いじめと捉え、いじめを積極的に認知する。 ○日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。児童が示す小さな変化や表情等(SOS)と見られる危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。 ○教職員同士が積極的に情報交換を行い、情報を共有する。 <p>【早期発見・早期対応のための取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ふれあい月間(6月、11月)にアンケートを実施し、いじめの早期発見に努める。 ○スクールカウンセラーによる全員面談の実施(5年) ○学年間での実態把握・情報共有する時間の確保(毎日) ○週に1度、夕会にて全教職員で情報共有 ○休み時間等の管理職・教職員の校内巡視 ○保護者会にて、いじめの定義等の共通理解(4月、9月) ○関係学年、生活指導主任、管理職間の報告・連絡・相談を密に行い、組織的解決を図る取組 	<p>【重大事態とは】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめにより在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき ○いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間(30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき <p style="text-align: center;"></p> <p>【重大事態への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめられた児童の安全確保 ○いじめた児童の別室指導 ○いじめ対策委員会の招集、事実関係の把握、今後の対応の決定 ○教育委員会への報告 ○関係機関(子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等)・専門家(スクールソーシャルワーカー等)との相談・連携 ○カウンセラー、養護教諭と連携し被害児童の心をケア ○犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携

II 家庭や地域との連携

各家庭(P T A)での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○学校公開日、個人面談、保護者会等にて、いじめについて共通理解 ○児童の寂しさやストレスに気付く方法、褒める・認める・叱る・励ます等、関わり方等の情報提供 ○日常的な児童への積極的なあいさつ、声掛けの協力依頼 ○電話相談窓口の周知(北区教育総合相談センターいじめ相談窓口 ☎03-3905-3110) (東京都教育相談センター24時間いじめ相談ホットライン ☎120-538-288)
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的に児童への積極的なあいさつと声掛けの依頼 ○公園や近所の中で、困っている児童への積極的な声掛けと学校・保護者への連絡、報告の依頼(民生委員、児童委員、主任児童委員との連携) ○学校評議員会での情報提供